

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 会社による高速道路の整備等（第三条・第九条）</p> <p>第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等（第十條・第二十條）</p> <p>第四章 雑則（第二十一條・第五十六條）</p> <p>第五章 罰則（第五十七條・第五十九條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。</p> <p>2 この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第 号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。</p> <p>3 この法律において「道路管理者」とは、高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。</p> <p>4 この法律において「会社」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社をいう。</p> <p>5 この法律において「料金」とは、会社、地方道路公社又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。</p> <p>2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。</p> <p>3 この法律において「料金」とは、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは地方道路公社又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう</p>

- 6 | この法律において「会社等」とは、会社又は地方道路公社をいう。
- 7 | この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。

第二章 会社による高速道路の整備等

（日本道路公団の行う有料の高速自動車国道の新設又は改築）

第二条の二 国土交通大臣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定にかかわらず、日本道路公団をして同法第五条に規定する整備計画に基く高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。

（有料の高速自動車国道の工事実施計画書の認可）

第二条の三 日本道路公団は、前条の規定に基き高速自動車国道を新設し、又は改築しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法
- 三 工事予算
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日

（高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第二条の四 日本道路公団は、第二条の二の規定に基つき新設し、又は改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（高速道路の新設又は改築）

第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機

第三条 日本道路公団は、一般国道、都道府県道又は道路法第七条第

構法（平成十六年法律第 号。以下「機構法」という。）（第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 | 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 高速道路の路線名
- 二 新設又は改築に係る工事の内容

- 三 収支予算の明細
- 四 料金の額及びその徴収期間

3 | 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 | 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとする

三項に規定する指定市（以下単に「指定市」という。）の市道が次の各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が都道府県道又は指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、同法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

2 | 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法
- 三 工事予算
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日
- 五 収支予算の明細
- 六 料金
- 七 料金の徴収期間

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

するときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができ

る。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に適合するものであること。

四 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

6 会社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあつては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第二項第一号、第二号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8 第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

9 会社は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号（第六項の国土交通省令で定める事項に係るものに限る。）又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならぬ。

10 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該高速道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

4 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（日本道路公団の行なう料金の徴収の特例）

第三条の二 日本道路公団は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次の各号に掲げる条件が存する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であるか、相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行なうことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 | 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 | 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

4 | 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

5 | 国土交通大臣は、第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（日本道路公団の行う有料の道路の維持、修繕等）

第四条 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、高速自動車国道法第六条の規定若しくは道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律（昭和

（会社の行う高速道路の維持、修繕等）

第四条 会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の

修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三條第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（供用の拒絶等）

第五條 会社は、前條の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二條第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のため、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監理員を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。

一 第八條第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四條第一項の規定により読み替へて適用する道路法第七十一條第四項の規定により機構が命じた道路監理員を含む。）が、同法第四十六條の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両

二 道路法第四十七條第一項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下この条において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える車両（同法第四十七條の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

三 第八條第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七條第三項の規定に基づき当該高速道路において安全であると認められる限度を超え、る車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両（同法第四十七條の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

四 道路法第四十七條第四項の政令で定める基準に適合しないことにより当該高速道路の通行を制限される車両

2 | 会社は、前項に規定するもののほか、道路法第四十六條第一項各号のいずれかに該当する場合において、高速道路の構造を保全し、

二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第十條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び道路法第十三條第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（日本道路公団の行う有料の一般国道等の維持、修繕等の特例）

第五條 日本道路公団は、第三條第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前條に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 | 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四條第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

四 料金

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 | 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 | 第三條第六項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

又は交通の危険を防止するため必要があるときは、必要な限度において、当該高速道路の供用を拒絶することができる。

3 会社は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる場合を除き、高速道路の供用を拒絶してはならない。

一 当該供用の申込みが次条第一項の認可を受けた供用約款によらないものであるとき。

二 当該供用に関し通行者又は利用者から特別の負担を求められたとき。

三 当該供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(供用約款)

第六条 会社は、第三条第一項の許可に基づき料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の認可をすることができる。

一 料金の徴収及び会社の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

二 高速道路を通行し、又は利用する特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(供用約款の揭示)

第七条 会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(機構による道路管理者の権限の代行)

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管

(道路管理者との協議等)

第六条 日本道路公団は、第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)(又は前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。))を受けようとする場合において、申請に係る道路が道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)(外の一般国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。)

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(国土交通大臣の権限の代行)

第六条の二 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき高速自動車国道を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、国土

理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 略

二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

三 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

四・五 略

六 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けるべき道路標識を定めること。

七・八 略

九 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

十 道路法第二十条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

十一・十二 略

十三 略

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十二条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

交通大臣に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 略

二 高速自動車国道法第七条の二第一項又は第八条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

二の二 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる通路その他の施設について高速自動車国道との連結を許可し、同条第五項の規定により当該通路その他の施設の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二の三・三 略

四 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により道路標識を設けること。

五・五の二 略

六・七 略

八 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

九 略

十 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十一 道路法第三十四条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な条件を付すること。

十五 略

十六～十九 略

二十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定めること。

二十一・二十二 略

二十三 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十四 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、及び締結すること。

二十五 略

二十六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十八 略

二十九 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十条の八第一項及び道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

三十 略

三十一 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又

十二 略

十三 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十四～十四の四 略

十五 道路法第四十五条第一項及び第四十七条の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十六・十六の二 略

十七 道路法第四十七条の三の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十七の二 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

十七の三 略

十七の四 略

十八 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項の規定に係るものを除く。

十九 略

は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号又は第十五号に掲げるもの（同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限る。）であるときは、あらかじめ、当該道路管理者の承認を受け、かつ、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）

2 日本道路公団は、前項の規定により国土交通大臣に代わつてその権限のうち同項第一号、第二号の二又は第十号から第十二号までに掲げるもの（同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受け、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により日本道路公団が高速自動車国道法第七条の二第一項の国土交通大臣の権限を代わつて行う場合において、同項の規定による協議が成立しないときは、日本道路公団又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等である場合にあつては、第九条第一項に規定する公団等。以下この条において、単に「道路管理者」という。）は、当該道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

）を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならぬ。

5 第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならぬ。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）」とする。

6 前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものについては、適用しない。

7 次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。

8 第一項の規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（会社による道路管理者の権限の代行）

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、日本道路公団及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。

6 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場
合において、第一項の規定により日本道路公団がその新設又は改築
を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわら
ず、日本道路公団が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工
事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成
立させなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しないときは、日本道路公団、独立
行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又
は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

8 国土交通大臣は、前項の規定により裁定をしようとする場合にお
いては、日本道路公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴かなけれ
ばならない。

9 第七項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、
第六項の規定の適用については、日本道路公団と独立行政法人鉄道
建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事
業者との協議が成立したものとみなす。

10 第一項の規定により日本道路公団が国土交通大臣に代つて行う権
限は、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四
条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限
り行うことができるものとする。

- 第九条 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。
- 一 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
 - 二 高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。
 - 三 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。
 - 四 道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。
 - 五 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。
 - 六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
 - 七 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
 - 八 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
 - 九 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
 - 十 前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区

画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十一 道路法第四十七条の六第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十二 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十三 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2 | 前項第一号の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつてその権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。次項及び第四項において同じ。）は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社及び他の道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

4 | 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。

- 5| 会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。
- 6| 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。
- 7| 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。
- 8| 第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。
- 9| 会社は、第一項第九号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又は移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。
- 10| 会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第六号、第八号から第十号まで又は第十二号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。
- 11| 第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日

までに限り行うことができるものとする。

(日本道路公団による道路管理者の権限の代行)

第七条 日本道路公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。

五 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

七 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

七の二 道路法第三十二条第一項又は第三項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七の三 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議すること。

八 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

九の二 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

九の三 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

九の四 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の五第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十一 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十一の二 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十二 道路法第四十七条の三及び第四十八条の六の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十二の二 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

十二の三 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十二の四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し

、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十三 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項及び第四十八条の四第一項の規定に係るものを除く。

十四 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十五 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見をきき、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

十六 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2| 日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行なうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号の三に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二又は第七号の三に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行なつた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第七号の二又は第七号の三に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3| 第一項の規定により日本道路公団が道路管理者に代つて行う権限は、日本道路公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、日本道路

公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に於ては、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収開始の日から行うことができるものとする。

（首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築）

第七条の二 首都高速道路公団は、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路（以下単に「首都高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 阪神高速道路公団は、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分（以下単に「阪神高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

（有料の首都高速道路又は阪神高速道路の工事実施計画書の認可）
第七条の三 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、前条の規定に基き首都高速道路又は阪神高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同

様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、前項の工実施計画書を作成しようとする場合において、当該工実施計画書に係る道路が指定区間外の一般国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都府県道又は市町村道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

(首都高速道路又は阪神高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の四 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第七条の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)

第七条の五 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第七条の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団による道路管理者の権限の代行)

第七条の六 第七条の規定は、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団が第七条の二の規定に基き首都高速道路又は阪神高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

(本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の新設又は改築)

第七条の七 本州四国連絡橋公団は、道路法第十二条、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十九条第一項の規定に基つき成立した協議(同条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に係る一般国道(以下「本州四国連絡道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(本州四国連絡道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の八 本州四国連絡橋公団は、前条の規定に基つき新設し、又は改築した本州四国連絡道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 本州四国連絡橋公団は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、当該認可に係る道路の道路管理者に協議しなければならない。

(本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等)

第七条の九 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基つき新設し、又は改築した本州四国連絡道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第二項の規定、同法第十九条第一項の規定に基つき成立した

協議（同条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等の特例）

第七条の十 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 | 本州四国連絡橋公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 | 本州四国連絡橋公団は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 | 第三条第六項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

（本州四国連絡橋公団による道路管理者の権限の代行）

第七条の十一 第七条の規定は、本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき本州四国連絡道路を新設し、若しくは改築する場合、第七条の九の規定により本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復旧

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)

(都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。))について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。))による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法及び工事予算
- 三 工事の着手及び完成の予定年月日
- 四 収支予算の明細
- 五 料金
- 六 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

- 一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。
- 二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二

を行なう場合に準用する。

(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の新設又は改築)

第七条の十二 地方道路公社は、一般国道、都道府県道又は市町村道(第七条の十四第一項に規定する道路網を構成している道路を除く。))が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合においては、当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。))にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号

号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

7 略

（地方道路公社の行う料金の徴収の特例）

第十一条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

7 略

（地方道路公社の行なう料金の徴収の特例）

第七条の十三 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

（地方道路公社の行なう指定都市高速道路の新設又は改築）

- 第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二 略

- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 略

- 4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 略

二 工事方法及び工事予算

三 略

- 3 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。
- 5 国土交通大臣は、第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（地方道路公社の行なう指定都市高速道路の新設又は改築）

- 第七条の十四 地方道路公社は、次の各号に該当する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一・二 略

- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 略

- 4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 略

二 工事方法

三 工事予算

四 略

5 国土交通大臣は、第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要件に適合するものであると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

（指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第十三条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができる。

（地方道路公社の行つ道路の維持、修繕等）

第十四条 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十

5 国土交通大臣は、第二項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

8 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第七条の十五 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（地方道路公社の行なう有料の道路の維持、修繕等）

第七条の十六 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路について

三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（地方道路公社の行う一般国道等の維持、修繕等の特例）

第十五条 地方道路公社は、第十条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工の方法

三 収支予算の明細

四 料金

五 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が、第一項に規定する要件に適合すること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

は、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

（地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例）

第七条の十七 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

（道路管理者の同意等）

第十六条 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管

4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

（道路管理者の同意等）

第七条の十八 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可（同条第三項の許可を含む。以下同じ。）、第七条の十四第一項の許可、第七条の十五の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第七条の十四第二項の工事実施計画又は第七条の十五の料金若しくは料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（地方道路公社による道路管理者の権限代行）

第七条の十九 第七条の規定は、地方道路公社が第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第七条の十六の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は第七条の十七第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合に準用する。この場合において、第七条第二項中、「又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号の三に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」とあるのは、「である

- 理の方法について協議すること。
- 三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。
- 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。
- 五 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 六 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 七 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
- 八 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 九 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。
- 十 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。
- 十一 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十二 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十三 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十四 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合

ときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」と読み替えるものとする。

を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の第二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、同法第四十四条の第二第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の第二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)

十五 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の

十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十六 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十七 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十八 道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十九 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十 道路法第四十八条第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十三 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により

告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十四 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

二十五 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

二十六 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

二十七 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2| 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第八号、第九号又は第二十一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第八号又は第九号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3| 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（有料道路管理者の行う道路の新設又は改築）

第十八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路

（道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築）

第八条 道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条、次条、第八条の三第一項、第九条第二項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ。）

以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4 第一項の許可を受けた道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）は、同項の許可を受けた後、第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上国土交通大臣の許可を受け、同項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき（同項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとするときを除く。）は国土交通大臣に協議しなければならない。

5 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定によ

は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件に該当する場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、第二項第二号各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受け、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするとき（同項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を併せて変更しようとするときを除く。）は国土交通大臣に協議しなければならない。

5 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 国土交通大臣は、市町村（指定市を除く。）である道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道

り道路の路線名及び工事の区間の変更を許可したとき又は工事方法の変更の協議を受けたときも、同様とする。

(有料道路管理者の行う料金の徴収の特例)

第十九条 有料道路管理者は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 有料道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

路の路線名及び工事の区間の変更を許可したとき又は工事方法の変更の協議を受けたときも、同様とする。

(道路管理者の行なう料金の徴収の特例)

第八条の二 道路管理者は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

2 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通省令で定める書面を添付して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(資金の貸付け)

第二十条 国は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者である地方公共団体に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2
略

第四章 雑則

(工事の廃止)

第二十一条 会社等は、第三条第一項の許可又は第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 | 会社等は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、会社にあつては、当該廃止に係る高速道路を対象とする協定を添付しなければならない。

- 一 廃止しようとする路線名及び工事の区間
- 二 廃止の予定年月日
- 三 廃止の理由

3 | 国土交通大臣は、会社からの前項前段の申請にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

(資金の貸付け)

第八条の三 国は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第八条第一項の許可を受けた道路管理者である地方公共団体に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2
略

(工事の廃止)

第九条 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社(以下「公団等」という。)は、第三条第一項の許可若しくは第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可又は第七条の三第一項の認可若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可を受けた後、当該許可又は認可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出してその許可を受けなければならない。

- 一 廃止しようとする路線名及び工事の区間
- 二 廃止の予定年月日
- 三 廃止の理由

- 一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。
- 二 申請に係る高速道路の新設又は改築に関する工事の廃止について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。
- 4 有料道路管理者は、第十八条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出して国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 5 略

(会社等の行う道路に関する工事の公告)

第二十二條 会社等は、第三条第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行うおとするとときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

2 会社等は、前項に規定する工事の全部若しくは一部を完了し、又は工事を廃止しようとするとき(第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による協議に基づき、会社が高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときを含む。)は、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(料金の額等の基準)

第二十三條 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」という。)にあつては、協定の対象となる高速道路(当該高速道路について二以上の会社が協定を締

- 2 道路管理者は、第八条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を記載した書類を提出して国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
- 3 略

(公団等の行なう有料の道路に関する工事の公告)

第十條 公団等は、第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設若しくは改築に関する工事、第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路若しくは阪神高速道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の七の規定に基く本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事又は第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行なうときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を官報(地方道路公社にあつては、国土交通省令で定める方法。以下同じ。)で公告しなければならない。

2 公団等は、前項に規定する工事の全部若しくは一部を完了し、又は工事を廃止しようとするとき(第二十七条の二第一項又は第二十七條の三第一項の規定による協議に基づき、日本道路公団が道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときを含む。)は、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(料金の額の基準)

第十一條 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速道路に係る料金の額は、高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速道路の新設、改築その他の管理に要する費用で政令で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。この場合における料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ことに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

二 第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

四 会社管理高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路に限る。）又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。

五 前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。

2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。
3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならぬ。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。

4 前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

(料金徴収の対象等)

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可、第八条第一項の許可若しくは第八条の二第一項の許可（同条第三項の許可を含む。以下同じ。）又は第七条の八第一項の認可に係る料金の額は、当該許可又は認可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ。

3 前二項に規定するもののほか、前二項の料金の額の基準は、政令で定める。

(料金徴収の対象)

第十二条 料金は、第二条の二若しくは第七条の二の規定に基づき新設し、若しくは改築した高速自動車国道若しくは首都高速道路若しくは阪神高速道路又は第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築した指定都市高速道路にあつては当該高速自動車国道若しくは首都高速道路若しくは阪神高速道路又は指定都市高速道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車から、第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可、第八条第一項の許可若しくは

2 前項本文に規定するその他の道路にあつては、同項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実に行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第二十五条 会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめその額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも同様とする。

2 有料道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめその額及び徴収期間を有料道路管理者である都道府県又は市町村

は第八条の二第一項の許可に係る道路又は第七条の七の規定に基づき新設し、若しくは改築した本州四国連絡道路にあつては当該道路又は本州四国連絡道路を通行し、又は利用する同法第二条第五項に規定する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路以外の道路にあつては、前項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

第十三条 削除

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第十四条 公団等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめその額及び徴収期間（第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可又は第七条の十七第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ。）を官報で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめその額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定

の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(割増金)

第二十六条 会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(道路の工事の検査)

第二十七条 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定による許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事）の検査を受けなければならない。

2 | 前項に規定する工事の検査は、国土交通省令で定めるところにより、同項に規定する工事の途中においても、行うことができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第三条第一項の許可、第十条第一項の許可又は

める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(割増金)

第十四条の二 公団等は、第二条の二、第三条第一項、第三条の二第一項、第五条第一項、第七条の二、第七条の七、第七条の十第一項、第七条の十二第一項、第七条の十三第一項、第七条の十四第一項又は第七条の十七第一項の規定に基づく料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(有料の道路の工事の検査)

第十五条 公団等又は道路管理者は、第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設若しくは改築に関する工事、第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路若しくは阪神高速道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の七の規定に基く本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の十二第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の十四第一項の許可を受けた指定都市高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第八条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは都道府県若しくは指定市である道路管理者の行なう工事又は地方道路公社の行なう工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道（指定都市高速道路を除く。）若しくは指定都市高速道路に係るものについては国土交通大臣、地方道路公社の行なう工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である道路管理者の行なう工事については都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 | 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項に規定する工事の途中において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する工事の区分に従い、当該工事の検査を行なうことができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第二条の三の認可、第七条の三第一項の認可若

第十二条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ会社等に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第十八条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、当該道路の有料道路管理者に対して、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

5 有料道路管理者は、国土交通大臣から前項の規定による要求を受けたときは、工事方法の変更その他必要な措置をとらなければならない。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に基づき検査をしたときはその結果を、第三項又は第四項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命じ、又はその旨の勧告をしたときはその内容及びこれらに従つて地方道路公社又は有料道路管理者がとつた措置を国土交通大臣に報告しなければならない。

（高速自動車国道等の供用の開始）

第二十八条 国土交通大臣は、高速自動車国道又は指定区間内の一般国道について前条第一項の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道又は指定区間内の一般国道の供用を開始しなければならない。

（指定区間外の一般国道等の供用の開始）

第二十九条 会社等は、第二十七条第一項の規定による検査（高速自動車国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。）に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 略

3 第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を

しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可又は第三条第一項の許可、第七条の十二第二項の許可若しくは第七条の十四第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ公団等に対し、当該道路の構造が当該認可又は許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による検査の結果当該道路の構造が第八条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求（都道府県知事にあつては、勧告）をすることができる。

5 道路管理者は、国土交通大臣から前項の規定による要求を受けたときは、工事方法の変更その他必要な措置をとらなければならない。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に基づき検査をしたときはその結果を、第三項又は第四項の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命じ、又はその旨の勧告をしたときはその内容及びこれらに従つて地方道路公社又は道路管理者がとつた措置を国土交通大臣に報告しなければならない。

（有料の高速自動車国道の供用の開始）

第十五条の二 国土交通大臣は、高速自動車国道について前条第一項の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該高速自動車国道の供用を開始しなければならない。

（有料の一般国道等の供用の開始）

第十六条 公団等は、第十五条第一項の規定による検査（高速自動車国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。）に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2 略

3 第八条第一項の許可を受けた道路管理者は、第十五条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始して

開始してはならない。

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十条 道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

一〜四 略

六 道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

七 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。

八 道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(の規定により同法第三十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、会社管理高速道路について、前項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を機構及び会社に通知しなければならぬ。

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総称する。)(について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

はならない。

4 前条の規定は、指定区間内の一般国道について準用する。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十六条の二 国土交通大臣は、日本道路公団が第二条の二の規定に基づき新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速自動車国道(以下「日本道路公団の管理する高速自動車国道」という。)(について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、日本道路公団の意見を聴かなければならない。

一〜四 略
四の二 略

五 道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(の規定により同法第三十七条第一項の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道について、前項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を日本道路公団に通知しなければならない。

(道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十七条 道路管理者は、日本道路公団が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路(高速自動車国道を除く。)(、首都高速道路公団が第七条の二第一項の規定に基づき新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路、阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、

一・二 略

三・四 略

五 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。

六 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、公社管理道路について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方道路公社に通知しなければならぬ。

（道路管理者等に対する処分等の請求）

第三十二条 会社又は機構は、会社管理高速道路の管理に必要があるとき、会社又は機構は、会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことができる。

2 地方道路公社は、公社管理道路の管理に必要があるとき、認めるときは、当該公社管理道路の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことができる。

修繕及び災害復旧を行う阪神高速道路、本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき新設し、若しくは改築し、第七条の九の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第七条の十第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う本州四国連絡道路又は地方道路公社が第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第七条の十六の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第七条の十七第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路若しくは地方道路公社が第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の十六の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公団等の管理する一般国道等」という。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該公団等の意見を聴かなければならない。

一・二 略

二の二・三 略

四 道路法第四十八条の四第一項の規定により協議し、又は許可すること。

五 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により同法第三十七条第一項又は第四十八条の四第一項の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 道路管理者は、公団等の管理する一般国道等について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公団等に通知しなければならぬ。

（国土交通大臣又は道路管理者に対する処分等の請求）

第十七条の二 公団等は、日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等の管理に必要があるとき、認めるときは、国土交通大臣又は当該一般国道等の道路管理者に対して、必要な処分等を行うことができる。

(占有料の徴収についての道路法の規定の適用)

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等(以下「機構等」という。)」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」とする。

(連結料の徴収についての道路法等の規定の適用)

第三十四条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第四十八条の七の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」とする。

2 会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路法第四十四条の二第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置物件(同条第四項の規定により売却した代金を含む。)を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

(手数料の納付についての道路法の規定の適用)

第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を

(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)

第十八条 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十一条の四の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。

(占有料の徴収についての道路法の規定の準用)

第十八条の二 道路法第三十九条の規定は、日本道路公団の管理する高速自動車国道及び公団等の管理する一般国道等について準用する。この場合において、同条第一項中「道路管理者」とあるのは、「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社(以下「公団等」という。)」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の準用)

第十八条の三 道路法第四十四条の二第八項の規定は、公団等が同条第二項の規定により同条第一項に規定する違法放置物件(同条第四項の規定により売却した代金を含む。)を保管する場合について準用する。この場合において、同条第八項中「道路管理者」とあるのは、「公団等」と読み替えるものとする。

(手数料の納付についての道路法の規定の準用)

第十八条の四 道路法第四十七条の二第三項及び第四項の規定は、公団等が同条第一項の許可に関する権限を行う場合について準用する。この場合において、同条第三項中「道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」とあるのは「公団等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である

行つ者が国土交通大臣である場合に於ては政令で、その他の者である場合に於ては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

(会社等又は機構の行つ道路の管理等に関する費用)

第三十七条 会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に関する費用は、この法律及び機構法又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に特別の規定がある場合を除くほか、当該会社等の負担とする。

2 会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十三条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による特別沿道区域の指定に伴う補償に要する費用は、会社の負担とする。

3 この法律の規定により機構が行つ会社管理高速道路の管理に関する費用は、機構の負担とする。

(共用管理施設等の管理に要する費用)

第三十八条 前条第一項又は第二項の規定により会社等の負担すべき道路の管理に関する費用で、道路法第十九条の二第一項に規定する共用管理施設又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、会社等及び道路法第十九条の二第一項又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路の道路管理者(当該他の道路が国土交通大臣の管理する高速自動車国道である場合に於ては国土交通大臣、会社管理高速道路である場合に於ては会社、公社管理道路である場合に於ては地方道路公社。以下この条において「他の道路の道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、会社等又は他の道路の道路管理者は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合

場合に於ては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(公団等の行なつ有料の道路の管理等に関する費用)

第十九条 日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等の管理に関する費用は、この法律及び日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法、本州四国連絡橋公団法又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に特別の規定がある場合を除くほか、当該公団等の負担とする。

2 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十三条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による特別沿道区域の指定に伴う補償に要する費用は、日本道路公団の負担とする。

(共用管理施設等の管理に要する費用)

第十九条の二 前条の規定により公団等の負担すべき道路の管理に関する費用で、道路法第十九条の二第一項に規定する共用管理施設又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、公団等及び道路法第十九条の二第一項又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路の道路管理者(当該他の道路が国土交通大臣の管理する高速自動車国道である場合に於ては国土交通大臣、日本道路公団の管理する高速自動車国道である場合に於ては日本道路公団、公団等の管理する一般国道等である場合に於ては公団等。以下この条において「単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公団等又は道路管理者は、当該道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第六条の二第四項の規定は、前項の場合について準用する。この

において、同条第三項中「会社」とあるのは「会社等」と、「指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、会社等と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

第三十九条 第三十七条の規定により会社等又は機構の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物（道路法第二十条第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。）と効用を兼ねるものに関するものについては、それぞれ当該会社等（会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）又は機構は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、会社等若しくは機構又は当該他の工作物の管理者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社等又は機構及び当該他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、会社等又は機構と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用についての道路法の規定の適用)

第四十条 会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十二条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整

場合において、第六条の二第四項中「日本道路公団」とあるのは「公団等」と、「指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第六条の二第四項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団等及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

第二十条 第十九条の規定により公団等の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物（道路法第二十条第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。）と効用を兼ねるものに関するものについては、当該公団等は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公団等又は当該他の工作物の管理者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、公団等及び当該他の工作物の管理者の意見をきかなければならない。

4 前項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団等と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用についての道路法の規定の準用)

第二十一条 道路法第四十四条の二第六項及び第七項の規定は日本道路公団の管理する高速自動車国道及び公団等の管理する一般国道等に係る同条第一項に規定する違法放置物件について、同法第五十七条から第六十三条までの規定は日本道路公団の管理する高速自動車

備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第

国道及び公団等の管理する一般国道等について準用する。この場合において、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び公団等以外の者」と、同条中「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第六条の二第一項第九号若しくは第七条第一項第六号又は第七条の六若しくは第七条の十一若しくは第七条の十九において準用する第七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定による国土交通大臣又は道路管理者の権限を代わつて行う公団等の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項、第五十九条第三項又は第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「公団等」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第六条の二第一項第六号若しくは第七条第一項第三号又は第七条の六若しくは第七条の十一若しくは第七条の十九において準用する第七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による国土交通大臣又は道路管理者の権限を代わつて行う公団等」と、同法第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第六条の二第一項第十三号若しくは第七條第一項第八号又は第七條の六若しくは第七條の十一若しくは第七條の十九において準用する第七條第一項第八号の規定により第三十八條第一項の規定による国土交通大臣又は道路管理者の権限を代わつて行う公団等」と読み替えるものとする。

三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第四十一条 道路法第三十五条に規定する事業に対する前条の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条及び第六十二条後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

(収入の帰属)

第四十二条 第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに第二十六条の規定に基づく割増金は、それぞれ当該料金又は割増金を徴収した会社等の収入とする。

2 | 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定に基づく料金は、有料道路管理者の収入とする。

3 | 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十四号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行った場合

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第二十二条 道路法第三十五条に規定する事業に対する前条において準用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条及び第六十二条後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

(収入の帰属)

第二十三条 第二条の二、第三条第一項、第三条の二第一項、第五条第一項、第七条の二、第七条の七、第七条の十第一項、第七条の十二第一項、第七条の十三第一項、第七条の十四第一項及び第七条の十七第一項の規定に基づく料金、第十四条の二の規定に基づく割増金、第十八条の二において準用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第十八条の四において準用する同法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料並びに第二十一条において準用する同法第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該料金、割増金若しくは占用料を徴収し、若しくは当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を課した公団等の収入とし、第八条第一項又は第八条の二第一項の規定に基づく料金は、道路管理者の収入とする。

における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第九号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第四十三条 この法律又はこの法律に基づく命令によつて機構等がする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入り、一時使用等)

第四十四条 会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 会社は、前項の規定により他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用をするときは、この限りでない。

3 道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九

(義務履行のために要する費用)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令によつて公団等がする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分」に因り」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と読み替えるものとする。

(負担金等の強制徴収)

第四十五条 道路法第七十三条の規定は、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに当該料金に係る第二十六条の規定に基づく割増金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2| 第四十二条第三項の規定により機構等の収入となる占用料、連結料及び負担金に関する道路法第七十三条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

3| 会社は、第四十二条第四項の規定により会社の収入となる負担金（以下この条において単に「負担金」という。）を納付しない者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者が督促状において指定した期限までに納付しないときは、機構に対し、その徴収を申請することができる。

4| 道路法第七十三条の規定は、前項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」

(負担金等の強制徴収)

第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第二条の一、第三条第一項、第三条の二第一項、第五条第一項、第七条の二、第七条の七、第七条の十第一項、第七条の十二第一項、第七条の十三第一項、第七条の十四第一項及び第七条の十七第一項の規定に基づく料金、第十四条の二の規定に基づく割増金、第十八条において読み替えて適用する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第十八条の二において準用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料並びに第二十一条において準用する同法第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づく負担金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは、前段の料金、割増金、占用料及び負担金については「公団等」と、前段の連結料については「日本道路公団」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

「とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する道路法第七十三条第二項に規定する手数料は、機構の収入とする。

6 第三項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収した場合には、会社は、機構の徴収した金額（前項の手数料に相当する金額を除く。）の百分の四に相当する金額を機構に納付しなければならぬ。

（法令違反等に関する監督）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し機構又は当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道）（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。）を除く。）に関し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）に関し当該地方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 機構等又は会社の上記の処分又は工事が道路法、高速自動車国道法及びこの法律若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合

二 略

2 前項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の処分により機構等が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、当該機構等は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「機構等」と読み替えるものとする。

（会社管理高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に関する監督）

第四十七条 国土交通大臣は、会社管理高速道路又は指定都市高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認め

（法令違反等に関する監督）

第二十六条 次の各号の一に該当する場合には、国土交通大臣は日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等（指定市の市道以外の市町村道）（第十七条第一項に規定する首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路を除く。以下この項、第二十七条第一項及び第二十九条において同じ。）を除く。）に関し当該公団等に対して、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し地方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 公団等の上記の処分又は工事が道路法、高速自動車国道法及びこの法律若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合

二 略

2 前項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の処分により公団等が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、当該公団等は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「公団等」と読み替えるものとする。

（高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に関する監督）

第二十六条の二 国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道又は第十七条第一項に規定する首都高速道路、阪神高速道路

められる場合においては、会社等に対して必要な措置をとることを命ずることができる。

(道路の管理に関する勧告等)

第四十八条 国土交通大臣は、次項に規定するもののほか、会社等又は機構に対して会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に関し、都道府県知事は地方道路公社に対して公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)の管理に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

2 国土交通大臣は、会社等に対して、会社管理高速道路又は指定都市高速道路の料金に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ)

第四十九条 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、第三条第一項の許可を受けて会社が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)につき、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。ただし、当該高速道路の新設又は改築に要する費用(当該道路管理者が、当該協議に基づき、会社が当該高速道路の新設又は改築に要した費用を支弁するに要する費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合以外の場合については、この限りでない。

2 略
3 第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする

若しくは指定都市高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方道路公社に対して必要な措置をすることを命ずることができる。

(道路の管理に関する勧告等)

第二十七条 国土交通大臣は、次項に規定するもののほか、公団等に対して日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等の管理に関し、都道府県知事は地方道路公社に対して指定市の市道以外の市町村道の管理に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

2 国土交通大臣は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方道路公社に対して、日本道路公団の管理する高速自動車国道又は第十七条第一項に規定する首都高速道路、阪神高速道路若しくは指定都市高速道路の料金に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(日本道路公団の管理する都道府県道及び指定市の市道の道路管理者への引継ぎ)

第二十七条の二 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可を受けて日本道路公団が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している都道府県道又は指定市の市道につき、日本道路公団と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、日本道路公団が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。ただし、当該道路の新設又は改築に要する費用(当該道路管理者が、当該協議に基づき、日本道路公団が当該道路の新設又は改築に要した費用を支弁するに要する費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合以外の場合については、この限りでない。

2 略
3 第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に

協定を添付して行わなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路
公社への引継ぎ)

第五十条 地方道路公社は、会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。)について、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及

対する第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可と同一内容の当該道路管理者に対する第八条第一項の許可又は第八条の二第一項の許可があつたものとみなし、日本道路公団がした第十四条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした同条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該道路に係る日本道路公団に対する第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(日本道路公団の管理する一般国道、都道府県道及び指定市の市道並びに道路管理者の管理する有料の都道府県道及び市町村道の地方道路公社への引継ぎ)

第二十七条の三 地方道路公社は、日本道路公団が第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している一般国道(当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道については、日本道路公団と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、日本道路公団が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を、都道府県道又は市町村道の道路管理者が第八条第一項の許可又は第八条の二第一

び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

2 地方道路公社は、前項の規定により会社及び機構と協議しようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

3 第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする協定を添付して行わなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二 申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5 地方道路公社は、有料道路管理者が第十八条第一項の許可又は第十九条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路について、当該有料道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、当該有料道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

6 道路管理者は、第二項又は前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社が行った同条第四項若しくは第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規

項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、当該道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

2 地方道路公社は、前項の規定により日本道路公団と協議しようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

3 道路管理者は、第一項又は前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に対する第三条第一項の許可若しくは第三条の二第一項の許可又は道路管理者に対する第八条第一項の許可若しくは第八条の二第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第七条の十二第一項の許可又は第七条の十三第一項の許可があつたものとみなし、日本道路公団がした第十四条第一項の規定による公告又は道路管理者がした同条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る日本道路公団に対する第三条第一項の許可若しくは第三条の二第

定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(道路資産等の帰属)

第五十一条 会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、次項の規定により機構に帰属する日前においては、当該会社に帰属する。

2 第二十二條第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日以後においては、前項の道路資産(当該工事完了の公告が工事の一部の完了である場合にあつては、当該完了した工事の部分に係る道路資産)は、機構に帰属する。

3 前項の規定にかかわらず、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて次に掲げる事項を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、同項の規定により機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い、機構に帰属する。

一 機構に帰属する道路資産の内容

二 道路資産が機構に帰属する予定年月日

4 会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によつて増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属する。

5 会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他機構法第二条第二項の政令で定める物件は、当該会社に帰属する。

6 地方道路公社が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、当該地方道路公社に帰属する。

7 第一項の規定により会社に帰属した道路資産、第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産及び第五項の規定により会社に帰属した物件は、第四十九条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において道路管理者に、前条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において地方道路公社に帰属する。

第一項の許可又は道路管理者に対する第八条第一項の許可若しくは第八条の二第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(公団等が取得する有料の道路の敷地等の帰属)

第二十八条 公団等が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、当該公団等に帰属する。

8 普通財産である国有財産は、会社等又は機構が道路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかわらず、当該会社等又は機構に無償で貸し付けることができる。

（道路資産等の道路管理者への帰属）

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。）は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）に帰属する。

（審査請求）

第五十三条 機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為を除く。）に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は都道府県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（道路法及び高速自動車国道法の適用）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは、「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」

2 普通財産である国有財産は、公団等が道路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかわらず、当該公団等に無償で貸し付けることができる。

（審査請求）

第二十九条 公団等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為を除く。）に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は都道府県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（道路法及び高速自動車国道法の適用）

第三十条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとし、同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替え	読み替え	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
読み替える規定	読み替えられる字	

とあるのは、「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十
七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一
項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第
二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術
的読替えは、政令で定める。

第三十二 条第二項 及び第四 項、第三 十三条第 一項、第 三十六 条、第四 十、第四 二条第一 項、第六 十六條第 一項、第 六十八 条、第六 十九條、 第七十 条第一 項、第	第二十二 条第二 項第二 号又は 第六 号	第十八 条第一 項に 規定 する 道路 管理 者	日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社
			日本道 路公 団	首都高 速道 路公 団	阪神高 速道 路公 団	本州四 国連 絡橋 公 団	地方道 路公 社

三項及び 第四項、 第七十一 条第三項 後段、第 四項及び 第五項、 第七十二 条第一項 及び第三 項、第九 十二条第 四項	第二十四 条、第四 十一条 者	第七十一 条第四項 道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 三十七條 、第四十 三條、第 四十四 條、第四 十三條、 第四十四 條第三項 若しくは
道路管理 者及び日 本道路公 団以外の 者	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四
道路管理 者及び首 都高速道 路公団以 外の者	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四
道路管理 者及び阪 神高速道 路公団以 外の者	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四
道路管理 者及び本 州四国連 絡橋公団 以外の者	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四
道路管理 者及び地 方道路公 社以外の 者	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四	道路監理 員を命じ 、第二十 四條、第 三十二條 第一項若 しくは第 三項、第 四十條、 第四十三 條、第四 十四條第 三項若し しくは第 四項、第 四

2| 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規定は、会社管理高速道路又は公社管理道路については、適用しない。

3| この法律の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う機構等は、道路法第八章（第一百七条を除く。）の規定の適用については道路管理者とみなし、高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については国土交通大臣とみなす。

3| の管理する一般国道等である場合における同法の規定の適用については、同法第五十四条の二第二項中「共用管理施設関係道路管理者」とあるのは「道路管理者及び他の道路を管理する道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第九条第一項に規定する公団等」と、同条第二項において準用する同法第十九条の二第二項中「共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」とする。

4| 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規定は、公団等の管理する一般国道等については適用しない。

4| この法律による高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、高速自動車国道法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第十四条第四項から第六項まで、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条中「国土交通大臣」とあるのは「日本道路公団」と、同法第十九条第一項中「国土交通大臣は」とあるのは「日本道路公団は」と、「国土交通大臣が命じた」とあるのは「その命じた」とし、同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

5| 前項に定めるものを除くほか、高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路が公団等の管理する一般国道等である場合における同法第二十条の二の規定の適用については、同条中「他の道路の道路管理者」とあるのは、「他の道路を管理する道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第九条第一項に規定する公団等」とする。

6| 前二項に定めるものを除くほか、高速自動車国道法第二十五条の規定により適用があるものとされた道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団等は、道路法第八章（第一百六条を除く。）の規定の適用については、道路管理者とみなし、この法律の規定により国土交通大臣に代つてその権限を行う日本道路公団は、これらの規定又は高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については、国土交通大臣とみなす。

第五十五条 会社管理高速道路又は公社管理道路に関する道路法第七十七条の規定の適用については、同条第一項中「その職員」とあるのは、「その職員若しくは道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社等（次項において「会社等」という。）若しくはこれらの命じた職員」と、同条第二項中「地方公共団体の長」とあるのは、「地方公共団体の長又は会社等」とする。

（権限の委任）

第五十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第九条第六項の規定による申請に基づく裁定については、この限りでない。

第五章 罰則

第五十七条 第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第二十四条第三項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

（資金の貸付けの特例）

第七条 国は、当分の間、会社に対し、当該会社が第三条第一項の許可を受けて行う高速道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特

第三十一条 日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等に関する道路法第七十七条の規定の適用については、同条第一項中「その職員」とあるのは、「その職員若しくは公団等若しくはこれらの命じた職員」と、同条第二項中「地方公共団体の長」とあるのは、「地方公共団体の長又は公団等」とする。

（権限の委任）

第三十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第六条の二第七項の規定による裁定については、この限りでない。

（資金の貸付けの特例）

第七条 国は、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措

別措置法」という。(第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2・3 略

(第二十条第一項の貸付金の償還方法の特例)

第八条 第二十条第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備特別措置法第二十条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築(政令で定めるものに限る。)であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

法」という。(第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2・3 略

(第八条の三第一項の貸付金の償還方法の特例)

第八条 第八条の三第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備特別措置法第二十条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築(政令で定めるものに限る。)であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

- 一 日本道路公団 日本道路公団が第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可を受けて行う道路の新設又は改築
- 二 首都高速道路公団 首都高速道路公団が第七条の二第一項の規定に基づき行う首都高速道路の新設又は改築
- 三 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき行う阪神高速道路の新設又は改築
- 四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき行う本州四国連絡道路の新設又は改築

改正案

現行

<p>目次 第一章・第二章 略 第三章 道路の管理 第一節 第四節の二 略 第五節 自動車専用道路（第四十八条の二 第四十八条の十二） 第六節 自転車専用道路等（第四十八条の十三 第四十八条の十六） 第四章 第七節 略 第八章 罰則（第九十九条 第一百七条） 附則</p>	<p>目次 第一章・第二章 略 第三章 道路の管理 第一節 第四節の二 略 第五節 自動車専用道路（第四十八条の二 第四十八条の六） 第六節 自転車専用道路等（第四十八条の七 第四十八条の十） 第四章 第七節 略 第八章 罰則（第九十九条 第一百六条） 附則</p>
<p>（兼用工作物の管理） 第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合には、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。</p> <p>2 6 略</p> <p>（道路と鉄道との交差） 第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交</p>	<p>（兼用工作物の管理） 第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。</p> <p>2 6 略</p> <p>（道路と鉄道との交差） 第三十一条 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合（当該道路が国道であり、かつ、国土交通大臣が自らその新設又は</p>

通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務

改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならぬ」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交

返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 略

(道路等との交差の方式)

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設(以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。))と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(自動車専用道路との連結の制限)

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。))と連結させてはならない。

一 道路等(軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。)

二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

6・7 略

(道路等との交差の方式)

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設(以下本条、次条第一項及び第四十八条の八中「道路等」という。))と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)

第四十八条の四 道路等(軌道を除く。以下本項及び第四十八条の八第二項中同じ。))の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。))と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2

自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当する場合に限り、前項の協議に応じ、又は同項の許可を与えることができる。

(連結許可等)

第四十八条の五 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可(以下「連結許可等」という。)を受けた第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

第四十八条の七 道路管理者は、第四十八条の四第二号又は第三号に

掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

（連結許可等に基づく地位の承継）

第四十八条の八 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第四十八条の九 道路管理者の承認を受けて連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

（連結許可等の条件）

第四十八条の十 道路管理者は、連結許可等又は前条の承認には、自動車専用道路の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（出入の制限等）

第四十八条の十一 略

（違反行為に対する措置）

第四十八条の十二 略

第六節 自転車専用道路等

（自転車専用道路等の指定）

（出入の制限等）

第四十八条の五 略

（違反行為に対する措置）

第四十八条の六 略

第六節 自転車専用道路等

（自転車専用道路等の指定）

第四十八條の十三 略

第四十八條の七 略

（道路等との交差等）

（道路等との交差等）

第四十八條の十四 略

第四十八條の八 略

（通行の制限等）

（通行の制限等）

第四十八條の十五 略

第四十八條の九 略

（違反行為に対する措置）

（違反行為に対する措置）

第四十八條の十六 略

第四十八條の十 略

（収入の帰属）

（収入の帰属）

第六十四條 第二十四條の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同條第三項の規定に基づく割増金、第二十五條の規定に基づく料金、第四十八條の七第一項の規定に基づく連結料並びに第四十四條の二第七項、第五十八條から第六十一條まで及び第六十二條後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 略

2 略

（道路管理者等の監督処分）

（道路管理者等の監督処分）

第七十一條 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

第七十一條 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2) 4 略

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 略

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2) 5 略

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一) 三 略

四 第三十九条第二項、第四十八条の七第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例

(不服申立て)

第九十六条 略

2) 4 略

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の五第一項若し

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

2) 4 略

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の六又は第四十八条の十の規定による権限を行わせることができる。

6・7 略

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2) 5 略

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一) 三 略

四 第三十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例

(不服申立て)

第九十六条 略

2) 4 略

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の四第一項の規

くは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。

第八章 罰則

第九十九条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 七 略

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 五 略

第一百三條 第四十三條の二、第四十八條第四項、第四十八條の十二若しくは第四十八條の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七條第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七條の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第一百四條 第四十四條第四項又は第四十八條第二項（第九十一条第二

定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。

第八章 罰則

第九十九条 みだりに道路（高速自動車国道を除く。以下この条において同じ。）を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 七 略

第一百二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 五 略

第一百三條 第四十三條の二、第四十八條第四項、第四十八條の六若しくは第四十八條の十の規定による道路管理者の命令又は第四十七條第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七條の三第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様とする。

第一百四條 第四十四條第四項又は第四十八條第二項（第九十一条第二

項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第一百六条 第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第一百七条 略

項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第一百六条 略

改 正 案

現 行

<p>（整備計画）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合にあっては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。</p> <p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設</p> <p>三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの</p> <p>（連結許可等）</p>	<p>（整備計画）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、<u>会議の議を経て</u>、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合にあっては、<u>会議の議を経て</u>、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。</p> <p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一条 次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げるものを除くほか、高速自動車国道活用施設（商業施設、レクリエーション施設その他の施設であつて、当該施設の利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行すると見込まれるものをいう。以下この号において同じ。）の高速自動車国道と連絡する通路その他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道活用施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの</p> <p>（連結許可等）</p>
--	--

第十一条の二 略

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

三 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 略

4 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 略

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

（連結許可等に係る施設の管理）

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

（連結料の徴収）

第十一条の二 略

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める通路その他の施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

三 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、前号に掲げるもの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 略

4 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該通路その他の施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、当該通路その他の施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 略

7 第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

（連結許可等に係る通路その他の施設の管理）

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該通路その他の施設の維持管理をしなければならない。

（連結料の徴収）

第十一条の四 国は、第十一条第二号又は第三号に掲げる施設の高
速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。
2・3 略

(連結許可等に対する監督処分等)

第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連
結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設につ
いて準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規
定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及
び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条
第一項中「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあ
るの「高速自動車国道法」第十一条の二第一項又は第五項の許可に
係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。

2 略

(高速自動車国道と鉄道との交差)

第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事
業者の鉄道とが相互に交差する場合には、国土交通大臣は、
あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立
行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意
見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定
するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣
とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは
、この限りでない。

2 略

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧そ
の他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び
同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合におい
て、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定
する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条
の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理
者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令
)」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条

第十一条の四 国は、第十一条第二号に掲げる通路その他の施設の高
速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。
2・3 略

(連結許可等に対する監督処分等)

第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連
結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設につ
いて準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規
定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及
び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条
第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは高速自動車国道法第十
一条の二第一項若しくは第五項の許可に係る高速自動車国道と連結
する施設」と読み替えるものとする。

2 略

(高速自動車国道と鉄道との交差)

第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差
する場合には、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄
道事業者の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費
用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、
国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成
立したときは、この限りでない。

2 略

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧そ
の他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び
同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合におい
て、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定
する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条
の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理
者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令

第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第一百七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2
略

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2
略

第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第一項又は第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がした第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の命令に違反した者についても、同様とする。

第三十条 第十八条の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がした第十八条の命令に違反した者についても、同様とする。

）とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第一百六条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2
略

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
略

第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、二十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第一項又は第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がした第十四条第二項又は第三項（第十六条において準用する場合を含む。）の命令に違反した者についても、同様とする。

第三十条 第十八条の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監視員がした第十八条の命令に違反した者についても、同様とする。

第三十一条 第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む）の規定に違反して建築物等を建築し、又は設けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む）の規定に違反して建築物等を建築し、又は設けた者は、十万円以下の罰金に処する。

改正案

現行

（業務）
第二十一条 略

（業務）
第二十一条 略

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行うこと。

- 一 国、地方公共団体、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行なうこと。

二 前項に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

二 前項に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。

三 前項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行うこと。

三 前項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

五 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

五 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路（道路法第三条の高速自動車国道を含む。）に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

3・4 略

3・4 略

（余剰金の運用）

（余剰金の運用）

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

第三十一条 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

三 其他国土交通省令で定める方法

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2
略

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 八 略

第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2
略

第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 八 略

第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。